

平成9年3月27日通商産業省令第52号  
電気設備に関する技術基準を定める省令

第1章 総則

第1節 定義

第1条～第2条 略

第2節 適用除外

第3条 略

第3節 保安原則

第1款 感電、火災等の防止

第4条～第11条 略

第2款 異常の予防及び保護対策

第12条～第13条 略

(過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策)

第14条 電路の必要な箇所には、過電流による過熱焼損から電線及び電気機械器具を保護し、かつ、火災の発生を防止できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。

(地絡に対する保護対策)

第15条 電路には、地絡が生じた場合に、電線若しくは電気機械器具の損傷、感電又は火災のおそれがないよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電気機械器具を乾燥した場所に施設する等地絡による危険のおそれがない場合は、この限りでない。

第3款 電氣的、磁氣的障害の防止

(電気設備の電氣的、磁氣的障害の防止)

第16条 電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないように施設しなければならない。

## 第 17 条 略

### 第 4 款 供給支障の停止

## 第 18 条 略

### 第 4 節 公害等の防止

( 公害等の防止 )

第 19 条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 51 号)第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、変電所、閉鎖所若しくはこれらに準ずる場所に設置する電気設備又は電力保安通信設備に附属する電気設備について準用する。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 水質汚濁防止法第 2 条第 4 項の規定による貯油施設等が一般用電気工作物である場合には、当該貯油施設等を設置する場所において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

## 第 2 章 電気の供給のための電気設備の施設

### 第 1 節 感電、火災等の防止

( 電線路等の感電又は火災の防止 )

第 20 条 電線路又は電車線路は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。

第 21 条 ~ 第 27 条 略

### 第 2 節 他の電線、他の工作物等への危険の防止

第 28 条 ~ 第 31 条 略

### 第 3 節 支持物の倒壊による危険の防止

第 32 条 略

### 第 4 節 高圧ガス等による危険の防止

第 33 条 ~ 第 35 条 略

### 第 5 節 危険な施設の禁止

第 36 条 ~ 第 41 条 略

### 第 6 節 電氣的、磁氣的障害の防止

第 42 条 ~ 第 43 条 略

### 第 7 節 供給支障の防止

( 発電設備等の損傷による供給支障の防止 )

第 44 条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合（原子力発電所に施設する非常用予備発電機にあっては、非常用炉心冷却装置が作動した場合を除く。）に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。

2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

第 45 条 略

( 常時監視をしない発電所等の施設 )

第 46 条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要がある発電所であって、発電

所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。

- 2 前項に掲げる発電所以外の発電所又は変電所（これに準ずる場所であって、100,000V を超える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。）であって、発電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと同一の構内又は変電所において常時監視をしない発電所又は発電所は、非常用予備電源を除き、異常が生じた場合に安全且かつ確実に停止することができるような措置を講じなければならない。

第 47 条～第 51 条 略

## 第 8 節 電気鉄道に電気を供給するための電気設備の施設

第 52 条～第 55 条 略

### 第 3 章 電気使用場所の施設

#### 第 1 節 感電、火災等の防止

第 56 条～第 58 条 略

（電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止）

第 59 条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

- 2 燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、運転状態を表示する装置を施設しなければならない。

第 60 条～第 61 条 略

#### 第 2 節 他の配線、他の工作物等への危険の防止

第 62 条 略

#### 第 3 節 異常時の保護対策

第 63 条～第 66 条 略

第4節 電氣的、磁氣的障害の防止

第67条 略

第5節 特殊場所における施設制限

第68条～第73条 略

第6節 特殊機器の施設

第74条～第78条 略

附 則  
略